

○町民主体による SDGs 課題解決推進事業助成要綱

(令和2年3月4日訓令第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、下川町が SDGs 未来都市として目指すべき将来像である「2030年における下川町のありたい姿」(以下「ありたい姿」)の実現や町内への SDGs の普及啓発を促進するため、町民が自主的又は主体的に企画及び実施するまちづくり活動を推進し、これにより地域の魅力を向上させるとともに、持続可能な地域社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「まちづくり活動」とは、下川町が目指すべき将来像であるありたい姿の実現に寄与することや町内への SDGs の普及啓発が期待され、地域活力の向上又は町民の公益的活動の活発化につながるものとして行う事業(以下「助成対象事業」という。)で、次に掲げるものをいう。

- (1) イベント開催
- (2) 広報普及
- (3) 人材育成
- (4) 調査研究
- (5) 地域自治活動

(助成対象)

第3条 助成の対象は、前条に定めるまちづくり活動を自主的又は主体的に実施する原則として町民3名以上又は事業者2者以上のグループとする。ただし、町長が特別に認める場合はこれによらない。

2 次に該当する事業については、原則として対象外とする。

- (1) ありたい姿の実現が期待できない事業
- (2) 町の魅力向上が期待できない事業
- (3) 自主的な活動による継続や発展が期待できない事業
- (4) 町の他の助成制度の対象となる事業又は助成等を受けている事業
- (5) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業
- (6) 特定の個人又は事業者の営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業

- (7) 法令等に違反する事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業
- (10) 町のイメージを損なうおそれがある事業
- (11) 事業主体の維持運営や親睦、施設の維持管理を目的とする事業
- (12) 町政の推進に支障をきたすおそれのある事業
- (13) その他事業の目的達成に必要と認められない事業

(助成期間)

第4条 助成期間は、原則として継続する3年度以内とし、単年度ごとに助成決定をする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象事業に要する経費(以下「助成対象経費」という。)とする。ただし、次に該当する経費については、原則として対象外とする。

- (1) 食糧費
- (2) 人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 修繕費
- (5) 工事請負費
- (6) その他、町長が不相当と認める経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は予算の定めるところにより、一件当たりの上限額を1,000,000円以内とする。

2 助成金の算出において、助成対象事業に対し特定の収入があった場合は、助成金との合算額が助成対象経費を上回るときは、その上回る額を助成金から減額する。

(助成事業計画書の提出)

第7条 この助成金の交付を受けようとする者は、助成事業実施計画書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の提出があったときは、町長は別に定める手順により、SDGs 推進町民会議から概要に対する意見を求める。

3 前項の公表後、別に定める審査基準により、町長はその適格性を審査し、助成の可否を審査して事業承認通知書(別記様式第 2 号)を通知する。

(助成金の交付申請)

第 8 条 前条に規定する承認を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成申請書(別記様式第 3 号)及び関係書類を町長に提出しなければならない。

(助成事業の変更等)

第 9 条 助成事業者が、前条の規定により提出した申請書の記載内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を町長に届出なければならない。

(助成の決定)

第 10 条 町長は、第 8 条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、内容を調査し、助成金の交付を決定する。

2 前項の助成の決定後、町長はこれを広報紙等で助成事業者の広報等に協力することができる。

(助成金の交付)

第 11 条 助成金は、助成対象事業の完了後に助成事業者の請求により交付するものとする。ただし、町長が当該事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

(実績報告・助成金の交付等)

第 12 条 助成事業者は、当該助成事業を 3 月 31 日までに完了することとし、当該助成事業完了後 1 か月以内又は 4 月 15 日までに実績報告書(別記様式第 4 号)及び関係書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の提出があったときは、町長は別に定める手順により、速やかに概要を公表する。

(助成金の取消し等)

第 13 条 町長は、助成の決定をした後において、そのまちづくり活動が不相当と認めたときは、その決定を取消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請、交付等の手続きは、  
下川町補助金等交付規則(平成 6 年下川町規則第 19 号)の規定を準用する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長  
が定める。

附 則

別記様式第 1 号(第 7 条関係)

実施計画書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 7 条関係)

承認通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

助成申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 12 条関係)

実施報告書

[別紙参照]